\bigcirc 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第六十二号)

従認必すの	慣妥長の十
第十八条 連結財務諸表規則第一条の二本文に規定する特定会社が第十八条 連結財務諸表規則第一条の二第一号二に規定する特定会社が同年が必要と認めて指報告書の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指報告書の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指報告書の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指明語、様式及び作成方法によることができる。	第二十一条 連結財務諸表規則第一条の二第一項本文に規定する特定第十八条 連結財務諸表規則第一条の二第一項本文に規定する特定会社が同令第九十三年と認めて指示した事項を除き、米国において要請されている内部 要と認めて指示した事項を除き、米国において要請されている内部 要と認めて指示した事項を除き、米国において要請されている内部 要と認めて指示した事項を除き、米国において要請されている内部 要と認めて指示した事項を除き、米国において要請されている内部 第二十一条 連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号二に規定する国第十八条 連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号二に規定する国
現	改 正 案